

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択における課題

大分県大分市財務部市民税課 主任
田中 裕

1 はじめに

上場株式等に係る配当所得等は、その支払い時に所得税15.315%の源泉徴収および住民税配当割5%が特別徴収されている場合、確定申告にて申告不要を選択することが可能である。しかし、特定上場株式等の配当等に該当するものは、申告不要を選択せずに、総合課税または申告分離課税を選択することが可能である。所得税が源泉徴収されているにもかかわらず、総合課税や申告分離課税を選択するメリットとしては、配当控除を利用できる点や、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができることがあげられる。課税総所得金額が900万円以下の場合、総合課税を選択し、配当控除の適用を受けると、実質税率が源泉徴収時の税率15.315%以下になり、税負担が少なくなるのである。ただし、住民税では反対に実質税率が特別徴収時の5%以上となり、税負担が増える上に、国民健康保険税等の算定に使われる所得金額に配当所得が含まれてしまい、国民健康保険税等が増えてしまう点には注意が必要である。

上場株式等に係る配当所得等に関して、平成28年度課税までは、所得税と同様の課税方式を住民税でも適用していたため、このように所得税では有利になるが、住民税および国民健康保険税等では不利になる場合があったが、平成29年度の税制改正にて、所得税の課税方式とは異なる課税方式が選択できることが明確化された。その結果、所得税では総合

課税を選択し、住民税では申告不要を選択することが可能になり、納税義務者が一番有利になるような課税方式の選択が可能となったことは、納税義務者には大きなメリットであると言える。しかし、異なる課税方式が選択できるこの制度にはいくつか課題があると考えている。この課題について考察をしていきたい。

2 課税方式の選択の課題とは

異なる課税方式を選択できるこの制度であるが、住民税について、申告不要を選択する納税義務者が多い。そこでまず1つ目に問題となるのが、申告不要を選択できる所得であるのかどうかの判断についてである。

納税義務者が、確定申告にて上場株式等に係る配当所得等を申告する場合、住民税に関する事項として、配当割額控除額を記載する。これは、支払い時に特別徴収された住民税を二重課税しないための税額控除であり、記載の金額が申告を行った配当所得の5%であれば、申告不要を選択できる所得であるとの判断ができるが、実際はそのようになっていない場合が見受けられる。原因としてあげられるのが、「①総合課税で申告されている配当所得の中に一般株式等に係る配当所得等が含まれている」、「②申告分離課税で申告されている配当所得が上場株式等の譲渡損失と損益通算されている」などである。

①の場合であるが、一般株式等に係る配当

所得等は、所得税のみ源泉徴収され、住民税は特別徴収されていない。そのため、配当割額控除額の金額に含むことができず、記載の配当所得の5%とは異なる金額となるのである。この場合は、一般株式等に係る配当所得等は申告不要を選択できないため、住民税を課税する際に、誤って申告している配当所得の全額を申告不要とすることがないよう、配当所得の内訳を必ず確認しなければならない。

②の場合は、複数の証券会社の特定口座で取引を行っている場合に発生する問題である。Aという証券会社の特定口座では、上場株式等の譲渡損失200,000円と配当所得100,000円が損益通算された結果、配当所得の特別徴収額が0円、Bという証券会社の特定口座では、上場株式等の譲渡損失がないため配当所得300,000円の特別徴収税額15,000円が発生。確定申告でA・B 2つの証券会社の上場株式等の譲渡損失および配当所得をさらに損益通算した結果、申告の際の配当所得は200,000円、配当割額控除額はB証券で特別徴収された15,000円となり、配当所得の5%とは異なる金額となるのである。

①②ともに、必要に応じて税務署での確定申告書類の調査を行う必要が生じるが、②の場合は、特定口座の年間取引報告書の確認をする必要がある。しかし、令和元年分の確定申告から年間取引報告書の添付が不要となったため、税務署での調査では、詳細が判明しない場合が増えた。そのため、本市では住民税申告にて申告不要を受け付ける際に、年間取引報告書の添付をお願いし、申告不要の判断は添付された年間取引報告書にて確認を行っている。しかし令和3年度税制改正にて、令和3年分以降の確定申告にて、確定申告書の提出のみで申告不要の手続きが完結できる

ようになったため、年間取引報告書の確認をする機会がなくなってしまうこととなる。住民税は、賦課課税方式を採用しているため、賦課決定する際は、納税義務者が申告した金額をそのまま採用するのではなく、調査をした上で賦課決定を行うべきであり、判断に迷う場合は、納税義務者に対して、年間取引報告書の提出を求めていく必要があると考える。確定申告書の提出のみで、申告不要の手続きが完結できることは、納税義務者にとっては、利便性が高まり良いことではあるが、賦課決定を行う市町村にとっては課題が残る。

2つ目は、国民健康保険税等への影響である。申告不要を選択した場合は、国民健康保険税等を算定する際の所得金額に含まれないが、総合課税や申告分離課税を選択した場合は、含まれることとなる。申告不要を選択したほうが有利かどうかは、住民税だけではなく、国民健康保険税等への影響も複合的に考える必要があるが、最終的には、納税義務者の判断で課税方式の選択をお願いすることとなり、納税義務者にとっては、非常に判断の難しいものとなる。

また、申告不要を選択した場合、国民健康保険税等を算定する際の所得金額に含まないということは、株式の売買によって大きな利益を得ていたとしても、それらの所得はなかったものとして、国民健康保険税等が算定されるということである。このことは、公平性の観点から非常に大きな問題であると思われる。本来であれば、給与所得であろうが、上場株式等の譲渡所得であろうが、同水準の所得があるのであれば、同水準の負担を求めべきではないだろうか。

3つ目は、申告不要を選択した場合、上場株式等の譲渡損失の繰越控除額が所得税と住

民税で異なってしまうという点である。上場株式等の譲渡損失の繰越控除額については、譲渡損失が生じた年の翌年度以降連続して、納税通知書が送達されるまでの間に、申告をしなければならない。しかし、申告不要をした場合は、連続して申告をしたことにはならず、確定申告で申告した繰越控除額が住民税では適用できないため、申告不要を選択した場合でも、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」というような形で、住民税においても繰越控除額の申告を、納税通知書送達前までに行わなければならない。しかし、このような申告がない場合は、翌年度以降所得税での繰越控除額と住民税での繰越控除額に差異が生まれることとなる。この差異の管理を行った上で、翌年度以降の繰越控除額の適用を行わなければならないが、業務の煩雑化へとつながっている。

3 おわりに

以上3つの課題について述べたが、これらは税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点において望ましくないものであると考える。申告不要制度は、納税義務者が有利な選択を行おうとする場合は、複雑な税制を十分理解した上でないと難しいため、簡素な制度であるとは言い難く、また株式の売買によって大きな利益を得ていた場合でも、申告不要制度を選択することにより、税を低く抑えることができることは、他の給与所得者等と比較して、公平とも言い難い。また申告不要の選択が、国民健康保険税や介護保険料など、所得金額を基に算定される多くのことに影響を与えることは、中立であるとも言えないのではないだろうか。

今回の研修を通して、多くの方と意見交換

をして感じたことは、この課税方式の選択に対して、どこの自治体も取り扱いに苦慮しており、同じような課題を感じているということである。課題の多い制度ではあるが、この課税方式の選択制度が納税義務者にとってメリットのある制度である事は確かである。私たち自治体職員は、この制度をしっかりと把握し、法令に基づき、適切な課税を行っていくことが求められる。この制度が今後どのような形で改正されていくかどうかはわからないが、情報収集に努め、課税誤りがないよう努めていきたい。